

## 延滞金割合及び還付加算金割合の推移(年率)

平成12年1月1日以降の延滞金及び還付加算金の割合は、特例措置の適用により、次の表のとおりとなっています。

適用期間	特例基準割合	延滞金		還付加算金
		納期限の翌日から1か月までの期間	納期限の翌日から1か月を経過した日以後	
平成11年12月31日まで(本則)	—	7.3%	14.6%	7.3%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	4.5%	4.5%	14.6%	4.5%
平成14年1月1日～平成18年12月31日	4.1%	4.1%	14.6%	4.1%
平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4%	4.4%	14.6%	4.4%
平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%	4.7%	14.6%	4.7%
平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%	4.5%	14.6%	4.5%
平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	4.3%	14.6%	4.3%
平成26年1月1日～平成26年12月31日	1.9%	2.9%	9.2%	1.9%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	1.8%	2.8%	9.1%	1.8%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	1.7%	2.7%	9.0%	1.7%
平成30年1月1日～令和2年12月31日	1.6%	2.6%	8.9%	1.6%
令和3年1月1日～令和3年12月31日	1.5%	2.5%	8.8%	1.0%
令和4年1月1日～令和5年12月31日	1.4%	2.4%	8.7%	0.9%

### ◇納期限の翌日から1か月までの期間

本則7.3%/年

平成26年1月1日から令和2年12月31日までは、特例基準割合(※1)に1.0%を加算した割合(特例基準割合を用いた割合が7.3%を超える場合は7.3%の割合となります。)

令和3年1月1日以降は、延滞金特例基準割合(※2)に1.0%を加算した割合(延滞金特例基準割合を用いた割合が7.3%を超える場合は7.3%の割合となります。)

### ◇納期限の翌日から1か月を経過した日から納付した日までの期間

本則14.6%/年

平成26年1月1日から令和2年12月31日までは、特例基準割合に7.3%を加算した割合と14.6%のいずれか低い割合となります。

令和3年1月1日以降は、延滞金特例基準割合(※2)に7.3%を加算した割合と14.6%のいずれか低い割合となります。

### (※1) 特例基準割合とは

平成12年1月1日から 平成25年12月31日まで	各年の前年の11月30日現在の商業手形の基準割引率(従来の公定歩合)に、年4.0%を加算した割合
平成26年1月1日から 令和2年12月31日まで	各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基に、財務大臣が告示する割合に、年1.0%を加算した割合

(※2) 延滞金特例基準割合とは

令和3年1月1日以降	平均貸付割合(※3)に、年1.0%を加算した割合
------------	--------------------------

(※3) 平均貸付割合とは

各年の前々年の9月から前年の8月までの、国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基に、財務大臣が告示する割合

## 延滞金の計算例

【税額 10,000 円】 【納期限：平成 29 年 9 月 30 日】 【納付日：令和 5 年 8 月 31 日】

H29.9.30	H29.11.1	H30.1.1	R3.1.1	R4.1.1	R5.8.31
2.7%	9.0%	8.9%	8.8%	8.7%	

期 間	納期限翌日から 1 か月まで (H29.10.31 まで)	H29.11.1～ H29.12.31 まで	H30.1.1～ R2.12.31 まで	R3.1.1～ R3.12.31 まで	R4.1.1～ R5.8.31 まで
割 合	2.7%	9.0%	8.9%	8.8%	8.7%
日 数	31日	61日	1,096日	365日	608日
延滞金	22円	150円	2,672円	880円	1,449円
合 計	5,173円 ≒ 5,100 円 (100円未満切り捨て)				

(計算上の注意)

- ・ 税額が 2,000 円未満の場合は、延滞金はかかりません。
- ・ 税額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算します。
- ・ 算出した延滞金が 1,000 円未満である場合は、延滞金はかかりません。
- ・ 算出した延滞金に 100 円未満の端数がある場合は、その端数金額は切り捨てます。

## 還付加算金について

令和 2 年以前は、特例基準割合が還付加算金の割合となります。

令和 3 年 1 月 1 日以降は、還付加算金特例基準割合(※4)が還付加算金の割合となります。

(還付加算金特例基準割合を用いた割合が 7.3%を超える場合は 7.3%の割合となります。)

(※4) 還付加算金特例基準割合とは

令和3年1月1日以降	平均貸付割合に、年0.5%を加算した割合
------------	----------------------